

市町村第3期データヘルス計画での県共通評価指標設定による支援業務委託仕様書

1 業務の目的

県内市町村が、第3期データヘルス計画に基づき保健事業を実施する上での県の支援として、県が設定した共通評価指標に係る県全体及び市町村毎のデータ分析を行い、分析結果を市町村に提供する。また、市町村が自団体計画における共通評価指標の活用方法を示す。

2 業務の名称

市町村第3期データヘルス計画での県共通評価指標設定による支援業務

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

以下の業務を委託により実施する。業者は、プロポーザル方式で選定する。

令和3年度から令和5年度までの3年間の国保総合システム及び後期高齢者医療請求支払システムのレセプトデータ、特定健診等データ管理システムの健診データを用いて下記の業務を行う。

(1) 共通評価指標に係るデータ分析

- ① 県が設定した共通評価指標(案)(別紙1参照)については、委託契約締結後に、指標の追加及び減について県と委託業者の間で協議を行い、共通評価指標を決定する。
- ② ①で決定した共通評価指標について、過去3か年分のデータを分析し、市町村に提供する。なお、データ分析に当たっては、以下の点に留意する。
 - ・データ分析結果は、共通評価指標毎に3か年間の推移とそこから分かる県及び市町村毎の状況・傾向及び健康課題等を文章で解説し、県内他の市町村との比較や、県全体の中での自団体の位置付けが明らかになるようグラフや図表を使用し示す。また、目指すべき保健事業の強化策等、市町村の保健事業の運用に有効な情報等を示す。
 - ・市町村が自団体の計画に活用できるよう、前期高齢期、壮年期・中年期、青年期等の年齢層別に行う。
 - ・共通評価指標に係るデータ分析結果に基づき、各共通評価指標毎に選定理由を示す。
- ③ 分析に必要なKDBデータ等は、県が宮城県国民健康保険団体連合会から入手し、委託業者に提供する(提供するデータは別紙2のとおり)。なお、分析データに係る注意点は「8 留意事項」にまとめている。また、分析に必要な別紙2以外の国の報告書等の情報については、委託業者が独自に用意する。なお、同様に、分析に必要な市町村毎の第3期データヘルス計画については、委託業者が用意するが、ホームページに未掲載の市町村計画は、県が市町村へ依頼し入手する。
- ④ 分析に必要なデータは、処理に時間を要することから、令和5年度分を令和6

年12月に、その後、毎月1か年度分ずつ順次提供する予定。

- ⑤ 令和5年度分に係る市町村毎のデータ分析結果は、令和7年2月中旬まで県に送付する。
- ⑥ 令和4年度分及び令和3年度分のデータ分析結果については、成果物の納期である令和7年3月21日まで令和5年度分とともに県に納品する。なお、市町村への提供は県が行う。

(2) 共通評価指標活用の「手引き」策定

- ・県内市町村では、昨年度中に第3期データヘルス計画を策定し、独自の指標を設定しているが、今回新たに設定する共通評価指標との関連性、整合性を解説し、データの活用方法などをまとめた「手引き」を策定する。
- ・「手引き」では、県が設定した共通評価指標のうち、市町村の計画に設定されていない指標について、それらの指標の必要性と活用方法を説明する。
- ・また、国の「国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」に、「すべての都道府県で設定することが望ましい指標」と「地域の実情に応じて県が設定する指標」を設定するよう記載があるとおり、県が設定した共通評価指標の選定理由と背景を説明することにより、市町村において設定が望ましい指標と地域の実情に応じて設定する指標の説明が「手引き」の趣旨になる。
- ・「手引き」のサイズはA4版とし、汎用性のあるソフトを使用し作成する。
- ・「手引き」は、分析に必要となるデータの提供が毎月1か年分ずつとなることから、最初に提供する令和5年度分のデータ分析を基に策定するものとし、策定した「手引き」のデータは、令和7年2月中旬まで県に送付する。なお、市町村への提供は県が行う。

(3) 研修会の開催

- ① 市町村を対象とした研修会を開催し（1回予定）、共通評価指標を選定した背景や狙いを解説するほか、上記の「手引き」の活用方法を説明する。なお、研修会資料は上記（2）で策定した「手引き」を含めて検討する。
- ② 研修会はWeb形式で開催することとし、開催準備・運営（開催通知等）は委託業者が行う。

5 想定スケジュール

時期	内容
令和6年11月上旬	契約締結
令和6年11月上旬～12月	県と委託業者の協議による県の共通評価指標の決定
令和6年11月～令和7年3月	県の共通評価指標に係る市町村毎データ分析
令和6年11月～令和7年2月中旬	・「手引き」の作成及び県への送付 ・「手引き」を県が市町村へ提供 ・令和5年度データに係る市町村毎分析結果を県へ送付 ・令和5年度データ分析結果を県が市町村へ提供
令和7年3月中旬	研修会の開催
令和7年3月	市町村毎分析結果を県へ送付
令和7年3月	市町村毎分析結果を県が市町村へ提供

6 成果

成果物については次のとおり納品すること。

- (1) 上記4 (1) 分析結果等をまとめた報告書として、冊子 (5部) 及び電子データを電子媒体 (CD-R等) で納品
- (2) 上記4 (2) の策定した「手引き」の冊子 (5部) 及び電子データを電子媒体 (CD-R等) で納品
- (3) 上記4 (3) の企画及び作成した研修会資料を冊子 (8部) 及び電子データを電子媒体 (CD-R等) で納品
- (4) 業務全体の報告書を冊子 (5部) 及び電子データを電子媒体 (CD-R等) で納品

7 成果物の納入期限

上記6 (1) から (4) の成果品について令和7年3月21日

8 留意事項

(1) 分析データに係る留意点

- ・KDBシステム等のデータは県が取得し、委託業者へ提供するものとする。(別紙2参照)
 - ・KDBシステム等のデータは委託業者が匿名化作業を行い、匿名化したデータを使用するものとする。匿名化に当たっては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第43条に規定する匿名加工情報取扱事業者の義務を負うものとする。
 - ・KDBシステム等のデータや匿名化したデータは何れも県に帰属する。
 - ・本委託業務で必要となるデータ取得費用は県が負担するが、取得データの納品媒体(2テラ程度)については、委託業者負担とする。なお、データの納品に当たっては、県の指示を受けること。
 - ・匿名化の手続きについて、別紙4「情報セキュリティ特記事項」を遵守した端末を委託業者が準備し、匿名化作業やデータの移送についても委託業者が行うこととする。
 - ・情報資産の取り扱い場所について、匿名化済情報を用いて委託業者の分析環境にて業務提供を行う際、外部ネットワークに繋がったクラウド上での匿名化済情報の保管や、クラウド上での分析を行うことは問題ないが、別紙3「個人情報特記事項」及び別紙4「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、県、関係機関(市町村、宮城県国民健康保険団体連合会)と十分な連携を図るとともに、必要に応じて、有識者等の意見を聴取すること。

9 業務計画書及び業務完了報告書の提出

- (1) 本事業の委託契約締結後、速やかに業務計画書を提出すること。
- (2) 本業務が終了した後、速やかに業務完了報告書を提出すること。
- (3) 県は、必要に応じて、業務実施状況の報告を求めることができるものとする。

10 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属

本業務により得られた成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は県に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

委託業者は、本業務により知り得た情報を、業務中及び業務完了後も業務に関係ない第三者に漏らしてはならない。

(3) 匿名加工情報の取扱い

匿名加工情報は、個人データ等に含まれないものとし、匿名加工情報が作成された後は、委託業者は、個人情報保護法第44条から第46条までに規定する匿名加工情報取扱事業者の義務を負うものとする。

11 個人情報の取扱い

個人情報の取扱は、別紙3「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

12 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策は、別紙4「情報セキュリティ特記事項」によるものとする。

13 経費

本事業の実施に必要な全ての経費は委託金に含むものとする。

14 その他

委託業者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。